

追加 3-9

セーフティネット

1 預金保険機構

預金等を預け入れた金融機関（農業協同組合や漁業協同組合などを除く）が破綻した場合には預金保険機構によって、預金等が一定範囲保護されます。そのための原資は、預金保険の対象となる金融機関が負担する保険料により賄われています。

(1) 保護の対象とその範囲

商品により保護の範囲が異なりますので、次の表で確認してください。

▼預金保護の対象と範囲

預金保険機構のホームページを参考に作成

保 護 の 対 象	決済用預金	「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 要件を満たす預金（当座預金、利息の付かない普通預金など）	全額保護
対 象	一般の預金等	利息の付く普通預金、定期預金、定期積金、ビッグなど	元本 1,000 万円までとその利息等を保護※
対 象 外	外貨預金、譲渡性預金、ヒット、スーパーヒット（元本補てん契約のない金銭信託）など		保護の対象外。破綻金融機関の状況により支払が行なわれる

※ この範囲を超える部分の預金等については、破綻金融機関の財産の状況に応じて弁済金や配当金が支払われます。

(2) 破たん時の処理

金融機関破たん時の処理方法には、「保険金支払い方式（ペイオフ方式）」と「資金援助方式」の2つがありますが、資金援助方式の方が優先されることになっています。

(3) 名寄せについて

名寄せとは、金融機関が破綻時に、同一の預金者が破綻金融機関に保有している複数の預金口座を合算することです。Aさんがプライベート用の口座と個人事業用の口座を破綻金融機関に保有する場合、これらは合算されることとなります。これに対して、夫婦の場合、夫の預金と妻の預金は合算されることはありません。

※ 1の項を上記の通りバージョンアップいたしました